

業務委受託約款

第1条（目的）

この約款は委託者の委託に従って、当社が受託する測定・分析等の業務委受託契約の全てに適用されます。但し、委託者が当社と書面により別段の合意をした場合はその範囲内で本約款は適用されないものとします。

第2条（委受託契約の成立）

委受託の個別契約は、当社が委託者に見積を提示し、これもとづき委託者が当社に書面または電子メールにて契約の申込を行い、当社が承諾することにより成立する。

第3条（業務の遂行）

1. 当社は、当社が有する科学的な知見、業務委託計画書を作成した場合はその方法、または委託者の指示した方法に従い、信義に基づき、誠実に業務を行います。
2. 当社は、委託者から提供を受けた試料や関連資料を善良なる管理者の注意を持って、使用・保管いたします。
3. 当社は、決められた期日までに本業務を完了します。
但し、当社が業務で技術的困難を伴い遅延する場合は、委託者へ報告・協議の上、期日を延期することができるものとします。
4. 当社は、本業務終了後、その結果を報告書で委託者に提出します。残余の試料は予め両者間で取り決めがない場合は当社が責任をもって廃棄いたします。
5. 当社は、お客様に提出した報告書の写しを別段の取り決めがない限り、提出の日から1年間保管します。

第4条（委託料金の支払い）

委託料金は、両者による別段の了解がない限り、当社の指定する支払い条件（当月末締め翌月末現金支払い）で、当社が指定する銀行口座あてにお振込みください。

第5条（試料等の提供）

1. 業務に必要な試料および技術情報は無償でご提供いただきます。
2. 業務に使用する試料等の調達、採取、輸送等にかかるすべての費用は、委託者でご負担ください。
3. 試料等の取り扱いに関する安全衛生上の注意事項については、業務の委託時またはそれ以前に委託者より当社にご連絡ください。

第6条 (業務の遂行)

1. 当社は、当社が受領または採取した試料等が不可抗力、第三者の不法行為、その他当社の責に帰さない事由を原因とする滅失、毀損、変質等により業務に適さなくなった場合、それによる損害の負担いたしません。新たな試料等のご提供または採取に必要な費用の負担については、委託者と当社で協議の上、決定させていただきます。協議が整わない場合は、業務を中止し、それまでに要した費用を請求させていただきます場合があります。
2. 当社は業務を科学的知見に従って行いますので、その結果が委託者の予想、ご意向、またはご都合等に沿わない、不都合である、あるいは結果的に無用であっても、当社に対する責任の追求はしないものとします。
3. 測定や試験の結果はご提供いただいた試料等に限定されたものであることご了承ください。
4. 報告内容は研究用途にのみご利用いただけます。

第7条 (免責等)

1. 当社は、天災地変、または当社の責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になったときはこれより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとします。
2. 委託者が業務の結果を利用することにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。当社の業務方法に過失があったときは両者協議の上、当社は以下の範囲で責任を負担します。
 - (1) 当社の費用負担により、誤謬が生じた業務内容に限り、再実施いたします。または、
 - (2) 当社の過失により誤謬が生じた業務内容に相当する委託料の金額を限度として委託者が被った損害を賠償いたします。
3. 業務に関連して当社が委託者または第三者に対して負担する責任は明文で本約款に記載されている内容に限られます。本約款に記載されている範囲を超えて、第三者が当社に責任を追求した場合、委託者はその責任と負担で解決します。
4. 当社は業務の結果またはその利用が、第三者の特許、実用新案権その他工業所有権を侵害しないことを保証するものではありません。

第8条 (安全・衛生)

試料等を当社が受領した後、残余の試料等を廃棄するまでは、試料等に関連する当社の役員、従業員及び再委託者の安全及び衛生は当社の責任で確保いたします。但し、委託者から試料等に関する安全及び衛生の保全に必要ななんらかの事柄の連絡がなかったまたは連絡ミスがあった場合で、それが原因で何らかの事故が発生した場合は、全て委託者の責任と負担で解決いただきます。

第9条 (秘密保持)

1. 当社は委託者から業務に関連して受領した試料等、あるいは業務を通じて知り、または知り得た委託者の業上、技術上その他事業上の全ての情報（以下、秘密情報という）を厳に秘密に保持し、他に開示、または漏洩いたしません。

2. 前号の規定にかかわらず、当社が業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、当社は再委託先に再委託に必要な範囲で開示いたします。但し当社は当該再委託先に対して当社が前号の規定に基づき負担する義務と同じ義務を負担させます。
3. 委託者は、業務の方法を厳に秘密に保持し、他に対する開示または漏洩はご遠慮いただくものといたします。
但し、諸官庁、行政当局への報告に必要な範囲内での開示は差支えありません。
4. 本条は業務の終了後も有効に存続するものといたします。
5. 本条は以下の場合には適用いたしません。
 - (1) 開示者から受領した際、既に公知であったか、自ら有していたもの、
 - (2) 開示者から受領後、自らの責によらず公知になったか、または正当な権利を有する第三者から受領したもの、または
 - (3) 開示者が書面で了解した場合

第 10 条 (契約の変更・解約)

委託者または当社は、やむを得ない事情によって本業務の履行が困難な事態が生じたときは、両者協議の上、本業務の委託を変更または解約することができます。

第 11 条 (反社会的勢力の排除)

1. 委託者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者および当社は、自己の責めに 帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項に違反した場合、何らかの催告を要することなく、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより被った損害等の賠償を相手方に対して請求することができる。
3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害等を被った場合であっても、相手方に対して当該損害等の賠償を請求することはできない。

第 12 条 (協議)

本約款に定めのない事項および本約款各条項の解釈に疑義の生じた場合については、委託者と当社で都度協議の上、誠意を持って解決させていただきます。

第 13 条 (管轄裁判所)

本約款および個別契約に起因または関連して生じた一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条 (本約款の変更)

当社が必要と判断した場合には、委託者にあらかじめ通知することなく約款を変更することができるものとします。但し、本業務を利用中の委託者に大きな影響を与える場合は、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。